

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年4月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成16年4月8日付け砂防第1号による審査請求に係る裁決について（通知）及び裁決書（以下「裁決書等」という。）に記述されている次の事実関係を証明する文書」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ① 竹原市が道路管理上自動車交通不能としている事実
- ② 付近住民の要望によるとされた具体的な事実（以下「本件事実1」という。）
- ③ 市道の通行禁止や通行制限を行っていない理由及び法的根拠を確認した事実（以下「本件事実2」という。）
- ④ 道路管理者ではない広島県が当該市道は自動車等による家屋への進入を容認されていると判断することが違法でないこと（以下「本件事実3」という。）を示す文書等
- ⑤ 平成15年5月6日付け理由並びに審査請求書の2（6）「人命保護と危険防止対策のため橋を建設したいと思います」と明記した人命が危険であるという申請理由に対して、道路法（昭和27年法律第180号）や道路管理者の法的措置に従わなくても、また、申請人などの人命が危険であるという申請理由を踏まえてもなお審査庁である広島県知事が法令違反である自動車での通行を合法とする根拠（以下「本件事実4」といい、「本件事実1」から「本件事実4」までを総称して「本件事実等」という。）が記載されている文書

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求で開示を求めている文書のうち、上記1の①の事実関係を証明する文書として「平成15年10月21日付けで審査請求人から提出された反論書の一部（同反論書の5頁及び別紙3）」を対象文書として特定の上、行政文書部分開示決定を行い、本件事実等の事実関係を証明する文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成16年4月26日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

少なくとも、処分庁は、不許可処分に当たって、適用する法令を精査しているはずである。しかし、審査庁は、裁決書に明記するに際して当然に把握しているべき事実関係を明らかにする文書が、いずれも存在しないという公文書の隠匿を図ったものである。

まず、本件事実1についてであるが、当該「付近住民の要望による」という事実は存在しない。なぜならば、〇〇によって自動車の通行が遮断されている当該市道を利用する最終的な利用者は異議申立人だけであって、付近住民とされる最も重要な市道の利用者本人が要望していないからである。しかし、公務員が公文書である裁決書に虚偽を明記するとは考え難いこと、及び審査庁の広島県職員による度重なる裁量権の乱用行為が常例化している現実を勘案すれば、付近住民からの要望という内容をでっち上げた文書の存在も否定できない。

処分庁は、弁明書及び再弁明書のいずれにおいても当該事实在存在するという記述は全くしていない。しかるに、審査庁が当該「付近住民の要望による」という記述を裁決書に明記している以上、当該事実関係を立証する客観的な文書を隠匿しているものと思料される。

このほか、本件請求の開示請求書に記載した本件事実2、本件事実3を示す文書等及び本件事実4の根拠が記載された行政文書は、いずれも裁決に関する法的判断をするに当たって重要となる文書であることから、当然に存在しているものと思料される。

理由説明書によれば、「3 処分の理由」の(3)の中で、「裁決書における『付近住民の要望による』という記述であるが、これは、本件市道が道路管理上自動車交通不能とされているのであれば、自動車での通行禁止等の措置がとられてしかるべきところ、そのような措置はとられていないことから、裁決書において当該記述がなされたものである。」と明記している。

このことは、処分庁が平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分を裁量権の濫用をもって強行した事実を擁護するため、実施機関が不当な不開示(不存在)決定を行ったことを示す明白な証拠の一つである。自動車での通行禁止等の措置をしていないのは、広島県警察本部長などに対する行政文書開示請求の結果、「付近住民の要望による」のではなく、あくまでも行政の職務怠慢であることが判明した。付近住民から通行を容認するよう要望した事実は全くなく、住民は、唯一の生活道路であることから、河川への転落による人命危険を覚悟の上で、自己責任において通行せざるを得なかったに過ぎない。

「人命保護と危険防止対策のため橋を建設したいと思います」と明記した人命が危険であるという申請理由を踏まえても、法令違反である自動車での通行を合法とする根拠が記載されている文書がないとする実施機関の職員による数々の人権侵害並びに「付近住民の要望による」という虚偽を公文書に明記する手法により、裁量権の濫用による違法な当該不許可処分を強行（擁護）した広島県に対し嚴重に抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る裁決において、審査庁は、当事者の主張から、道路管理者が本件市道を自動車で通行することについて、通行禁止や通行制限を行っていないという事実を認定した上で、自動車による通行が可能であると判断したものである。したがって、それら以外に、審査庁が、本件市道の自動車での通行について、その禁止や通行制限を行っていない理由並びに法的根拠、自動車等による家屋への進入を容認されていると判断することが違法でないこと、及び自動車での通行を合法とする根拠について、職権により調査を行う特段の必要性は認められなかったため、異議申立人が主張するような文書は収集、作成していない。

また、裁決書における「付近住民の要望による」という記述であるが、これは、本件市道が道路管理上自動車交通不能とされているのであれば、自動車での通行禁止等の措置がとられてしかるべきところ、そのような措置はとられていないことから、裁決書において当該記述がなされたものである。したがって、審査庁において、付近住民が当該道路管理者に対して本件市道における自動車での通行を要望した具体的事実を記載した文書については収集、又は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関によれば、東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）が平成15年7月7日付けで行った、異議申立人の関係者による砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事の許可申請に対する不許可処分を不服として、審査庁である実施機関（以下「審査庁」という。）に対し、当該関係者の代理人として異議申立人から審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたということであった。

本件請求は、本件審査請求の裁決書等に記載されている本件事実等及び上記①の事実関係を証明する文書の開示を求めるものであり、これに対して、実施機関は、本件事実等の事実関係を証明する文書について、作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件事実1について、本件審査請求の審査請求人たる異議申立

人自身が付近住民とされる本件事道の最終的な利用者であり、自身が要望していないから本件事実1は存在しないし、処分庁が弁明書及び再弁明書のいずれにおいても本件事実1が存在するという記述を全くしていないにもかかわらず、審査庁が本件事実1の存在について裁決書に明記している以上、審査庁において本件事実1を立証する客観的な文書を保有している旨主張する。

実施機関に確認したところ、本件事道において自動車での通行禁止等の措置がとられていない理由は、本件事道を利用する益があるのは付近住民しかおらず、また、通行禁止等の措置がとられた場合に反対するのも付近住民しかいないことから、審査庁が付近住民の要望によるものと判断したということであった。

本件事道において通行禁止等の措置がとられていないという事実から、本件事実1が存在すると審査庁が判断したのであれば、そう判断したことの是非はともかく、本件事実1について記載した文書を作成又は取得していないという実施機関の説明は不自然とまではいえない。

また、本件事実2、3及び4に係る文書について、異議申立人は、いずれも裁決に関する法的判断をするに当たって重要な文書であるから、当然に存在している旨主張する。

これに対して実施機関は、審査庁において、本件審査請求の審査請求人と処分庁の双方から提出された書類に記載された主張から本件事道において道路管理者が通行禁止等の措置をとっていないという事実を認定した上で、自動車による通行が可能であると判断したものであり、それら以外に本件事実2、3及び4に関して職権により調査を行う特段の必要性は認めなかったため、異議申立人が主張するような文書を作成又は取得していない旨説明する。

当審査会において、本件審査請求の当事者から審査庁に提出された文書を見分したところ、処分庁が提出した弁明書には「生活道路として自宅への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能と判断したもの」と記載され、また、審査請求人が提出した反論書においても「道路交通法上の規制をしない警察等が、法律上の適切な措置をとっていないことを処分庁が引用しただけのこと」と記載されているなど、本件事道において自動車の通行禁止等の措置が行われていないという事実は否定していなかった。

そうすると、本件事道の通行禁止や通行制限を行っていない理由及び法的根拠、自動車等による家屋への進入を容認されていると判断することが違法でないこと並びに自動車での通行を合法とする根拠について調査を行う特段の必要性は認められないことから、異議申立人の主張するような文書を作成又は取得していないという実施機関の説明は不自然ではない。

したがって、実施機関が本件請求に係る行政文書を保有していないとして行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 26	・ 諮問を受けた。
18. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 1. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 6	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 4. 3	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 4. 6	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 3. 30 (平成 28 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 25 (平成 29 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 5. 30 (平成 29 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授